

平成31年4月より、森林経営管理法が施行、(国)森林環境譲与税の配分が始まりますので、概要をお知らせします。

森林経営管理法(平成31年4月施行)

(概要)

市町村による**森林経営管理**の実施

- ・森林経営意欲の低い森林所有者を意欲と能力のある林業経営者につなぐ
- ・経済的に成り立たない森林は市町村が自ら経営管理を行う

◆検討事項

- 法施行に伴い市町村に新たな事務(右表参照)が発生するため、市町村における**執行体制に係る早期の検討**(法第48条により、県による代替執行が可能)

森林経営管理法に伴う市町村の新たな事務

主な事務	内 容	
①森林所有者への経営管理の意向調査	全体計画 ・空中写真、森林GIS、施業履歴等から対象森林を選定し、全体計画策定	
	森林所有者の特定 ・林地台帳、森林簿、森林組合等からの聞取り	
	森林の現況の確認 ・現地確認、空中写真、森林GISによる確認	
②経営管理権集積計画の作成	意向調査 ・ダイレクトメール等書面調査、集会等面談調査	
	森林所有者不明森林の特例による手続き ※ ・探索、公告等	
	計画書作成 ・境界画定、森林の状況等から計画書作成	
③市町村森林経営管理事業(市町村による間伐等の管理)	関係者の同意取得(共有者、地権者等) 経営管理権集積計画の公告 林業経営者に再委託するか判断	
	市町村経営管理事業の実施 ・林業経営者への発注業務	
	林業経営者の選定	
④経営管理実施権配分計画の作成(林業経営者に林業経営を再委託)	森林所有者等の同意取り付け 林業経営者との委託契約 経営管理実施権配分計画の公告	
	⑤災害等防止措置の命令	森林所有者に対して災害等防止措置を命令 ※

※印 以外の事務に係る県代替執行は、県及び市町村の議会承認は不要
 (網掛け)業務量が多いと思われる事務

(国)森林環境譲与税(平成31年度より配分)

【市町村の用途】 森林整備とその促進 (間伐・人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発 等)

【県の用途】 市町村への支援

	(国)森林環境譲与税配分予想額				
	H31~33	H34~36	H37~40	H41~44	H45~
全国総額	200億円	300億円	400億円	500億円	600億円
県総額	406	610	813	1,017	1,220
市町村	325	488	691	895	1,098
県	81	122	122	122	122

* 市町村への配分基準
 50%: 私有林人工林面積(林野率で補正)
 20%: 林業就業者数
 30%: 人口

◆検討事項

- (国)森林環境譲与税の用途の明確化は、市町村の責務(H31年度よりホームページ等で用途を公表)
- (県)森林環境税を活用した施業放置林整備(間伐)と併せて、市町村へ譲与される(国)森林環境譲与税を活用した**防災対策(搬出、簡易防災施設)の実施**を県より協力依頼

(県)森林環境税

- ・平成18年度から導入され、第3期(平成28~32年度)の3年目
- ・平成31年度より(国)森林環境譲与税が配分されることから、用途等について見直しが必要となることから、現在、平成31年度及び32年度の用途についても、県税制調査会において議論をいただいているところ
- ＜用途(案)＞ 引き続き施業放置林整備(間伐)を行うほか、広域的な事業を優先して実施

(国)森林環境譲与税、(県)森林環境税の用途案(平成31~32年度)

区分	(国)森林環境譲与税	(県)森林環境税
県	◎市町村による森林整備に対する支援	◎施業放置林整備(間伐) ○広域的な事業(獣害対策、森林環境教育)
市町村	◎間伐の防災対策(搬出、簡易防災施設) ○その他(後継者育成、作業道、木質化など) ○法に基づく業務	

連携(県より協力依頼)

森林経営管理法の概要 (平成31年4月1日施行予定)

農林部 林業振興課

趣旨

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する。

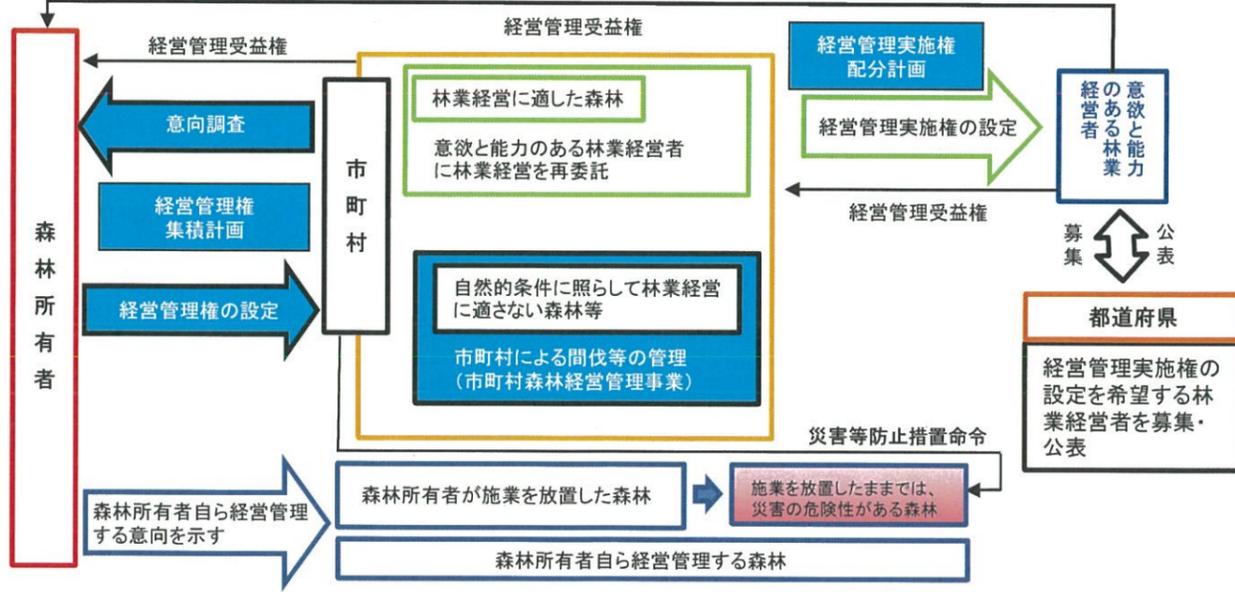
法案の概要

1. 森林所有者・市町村の責務の明確化

- ① 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより経営管理を行わなければならない。(第3条1項)
- ② 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようにこの法律に基づく措置、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(第3条2項)

2. 森林の経営管理の仕組み (=施業放置林を解消する仕組み)

- ① 市町村は、区域内の森林の全部又は一部について、当該森林の経営管理の状況等を勘案し、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための**経営管理権**を、当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には**経営管理権集積計画**を作成。(第4条)
- ② 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合、対象森林の**森林所有者に意向を調査**し、経営管理権を森林所有者から取得。(第10条～第32条)
- ③ 市町村は、経営管理権を取得した森林のうち、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に対して、**経営管理実施権配分計画**を策定し**経営管理実施権**を設定。(第35条～第41条)
- ④ 市町村は、経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林等について市町村が自ら間伐等の**市町村森林経営管理事業**ができるよう措置。(第33条)
- ⑤ 都道府県知事は、経営管理実施権の取得を希望する意欲と能力のある林業経営者を募集し公表。(第36条)



参考

3. 災害等防止措置命令

- ① 市町村長は、適切な経営管理が実施されず、かつ、引き続き実施されないことが確実と見込まれる森林について、周辺地域における土砂の流出又は崩壊その他災害の発生等の事態防止のため、当該森林の**森林所有者に対して災害等防止措置を命令**。(第42条)
- ② 市町村長は、森林所有者が災害等防止措置を講じないとき、自ら当該災害等防止措置を講じ、その**費用については行政代執行法に基づき当該森林の森林所有者から徴収**。(第43条)
- ③ 災害等防止措置命令に違反した者は**30万円以下の罰金**。(第52条)

4. 都道府県による森林経営管理事務の代替執行

- ① 都道府県は、その区域内の市町村における事務の全部又は一部を、当該市町村の名において管理し、及び執行することについて、当該市町村に協議し、**その同意を求めることができる**。(第48条)
- ② 対象事務は、**ア、経営管理意向調査・イ、経営管理権集積計画の作成・ウ、市町村森林経営管理事業・エ、経営管理実施権配分計画の作成**に関する事務。(第48条)

5. 経営管理権集積計画策定に係る所有者不明森林への措置

- ① 森林所有者の全部又は一部が不明なものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定可能とすることを措置。(第10条～第32条)

